

■住居表示台帳電子化の目的

1. 滅失劣化防止

- 災害による滅失を防止（データ遠隔地保存）
- 紙台帳やその原稿マイラーの経年劣化を防止
- 建物滅失、新改築のための重ね書きによる不明瞭を防止
（東日本大震災では住居表示実施済13市1町の庁舎が躯体損傷等で使用不能に。）

2. 効率化

- 各区市民課と戸籍住民課の計4冊の台帳一元化により、複写・送付が不要
- 滅失防止の為にスキャニング作業が不要
- 検索、複写が容易

3. 情報連携

- 基盤地図データ利用による背景図精度向上
- 統合型GISへのデータ提供
（平成28年度以降、統合型GISへの機能追加不可のため、独自CS型システム要求に変更している。）

■住居番号付定業務の効率化

